

令和5年度第10回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月26日（金）午後1時30分から2時45分まで
2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室
3. 出席委員（14人）

会長	12番	丸谷	浩二
会長職務代理	2番	藤野	雄次
委員	1番	川端	伸造
	3番	北田	和彦
	4番	糠山	秀雄
	5番	舘	邦夫
	6番	松井	成樹
	7番	三上	将治
	8番	宮腰	茂雄
	9番	谷川	聡志
	10番	長谷川	太佑
	11番	林	恵子
	13番	北	廣見
	14番	朝倉	雪

4. 欠席委員（なし）

5. 議事日程

- 第1 開会
- 第2 会長挨拶
- 第3 業務報告
- 第4 議事録署名人の指名
- 第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地転用事業計画の変更申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 議案第6号 農業振興地域整備計画（農地利用計画）の変更について
- 報告第1号 田から畑への形質変更届出の報告について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

第6 その他

(1) 2月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央
同補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

事務局： それでは、ただいまより定例会を開催したいと思います。開催に当たりまして、丸谷会長からご挨拶をお願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は21名でございます。なお、推進委員の辻下委員、深川委員、堀川委員から欠席の届出がございました。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立してまいりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長をお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、8番宮腰委員、9番谷川委員の両名をお願いいたします。

◇ 議 事

議 長： 日程第 5、議事に入ります。

◇ 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長： 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2 ページにお進みください。

今回、3 件の申請がございました。

1 番につきましては、貸付人は牛山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。借受人は御簾尾の〇〇〇〇でございます。〇〇〇〇の耕作人員は 3 名、申請農地は牛山地係の畑 3,777.53㎡でございます。権利の種類は賃借権の設定でございます。3 ページの調書にもありますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。2 番につきましては、譲渡人はブラジルにお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は牛山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作人員は 26 名、申請農地は牛山地係の畑 259㎡、牛山地係の畑 72㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。4 ページの調書にもありますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。3 番につきましては、譲渡人はブラジルにお住まいの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんでございます。譲受人は 2 番と同じく牛山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は牛山地係の田 1,374㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。5 ページの調書にもありますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当の説明を求めます。まず、番号 1 番につきまして、1 番川端委員、お願いします。

1 番： ただいま事務局より説明があったとおり、私も現地を確認した結果、事務局の説明どおり何ら問題がないと思われましたので、ここで報告いたしたいと思

議 長： ありがとうございます。

次に、番号 2 番、3 番については関連していますので、続けて、1 番川端委員、お願いします。

1 番： これも今事務局より説明があったとおり、長年〇〇〇〇さんが作っていた畑と田んぼに関してですけれども、譲渡人がブラジルに在住ということで、長年年数がかかってやっと話ができたと報告を受けましたので、これも何ら問題がないとここに報告いたします。

議 長： それでは、これらの案件にきまして、ご質問はありませんか。

5 番： 1番についてですけれども、借受人は〇〇〇〇ということで、備考欄には「森林経営等の目的」と書かれているんですね。ほんで、畑とかいう地目ですので、畑というのは普通、農産物を作るということで、森林経営とはちょっと異なるんじゃないかなと思うんですけど、その点どうなのでしょう。

事務局： 〇〇〇〇に関しましては、一応農地法3条で、基本的に農地所有適格法人以外は農地を所有できないとなっておりますけれども、例外として、〇〇〇〇が森林の経営に必要な木の苗の採取だったり、育成の用に供すると認められる場合には、農地法3条で所有権の移転等を行うことができます。扱いとしては一応農地法3条の畑として扱えば大丈夫やということで、県にも一応確認して今回3条のほうに載せています。

議 長： よろしいですか。

5 番： 参考ですけれども、借受人は〇〇〇〇という一つの法人格だから許されるのであって、例えば、個人が畑のところに木植えて森林やるんやって、それは許されないんですか。

事務局： 個人に関しましては、農地転用の許可要件が満たせるようであればできるかなと思うんですけども、3条では恐らくできないかなと考えてます。そこまでちょっと詳しく県には聞いてないんですけども。申し訳ありません。

議 長： よろしいですか。

5 番： はい。

議 長： ほかにご質問はありませんか。よろしいですか。
(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長： 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明をさせていただきます。6ページをご覧ください。

今回、案件としては、2件の申請がございました。

番号1番につきましては、議案第1号1番と関連しますが、貸付人は牛山にお住まいの〇〇〇〇さん、借受人は御簾尾の〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては牛山地係の1筆で、登記地目は畑、面積は5,140㎡のうち1,362.47㎡でございます。場所は牛山集落の南側に位置しまして、丘陵地農業支援センターから東へ約350メートルの位置になります。用途につきましては転回スペース及び作業棟でございます。借受人は賃借権を設定し、申請地に苗木生産施設に附帯する転回スペース及び作業棟を整備したいとのごことでございます。権利の種類につきましては賃借権の設定で、こちらの農地区分につきましては農振農用地でございます。農振農用地につきましては原則転用ができないとなっておりますが、農業用施設ということで例外的に許可が可能と判断されるものでございます。場所につきましては7ページ、計画図につきましては8ページから10ページをご覧ください。

次に、番号2番につきましては、譲渡人は伊井にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は大阪府堺市の〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては伊井地係の1筆で、登記地目は畑、面積は387㎡でございます。場所はパナソニックの工場の南側約200m、伊井小学校の西側約600mの位置になります。用途につきましては従業員駐車場です。事由につきましては、譲受人は所有権を移転し、申請地に従業員駐車場を整備したいとのごことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小規模な農地ということで第2種農地でございます。第2種農地につきましては、代替性がない場合もしくは例外規定に該当する場合に転用が可能でございます。今回は事業敷地の2分の1以内の拡張のため、許可できるものと判断しております。場所につきましては11ページ、計画図につきましては12ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当の説明を求めます。まず、番号1番につきまして、1番川端委員、お願いいたします。

1 番： ただいま事務局より説明がありましたとおり、先ほどの面積5,140㎡のうちの一部ということで、現地を確認した結果、何ら問題はないと思いましたので、ご報告させていただきます。

議 長： ありがとうございます。
続いて、番号2番につきまして、8番宮腰委員、お願いいたします。

8 番： 説明のとおり、工場隣地の道を挟んで反対側で、問題がある場所ではないと思われれます。

議 長： ありがとうございます。
次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、7番三上委員に調査結果の報告をお願いいたします。

7 番： 本日13時より、私と谷川委員、林委員が立会いの下、農水の事務所において、事務局から説明を受けて写真等で確認をいたしました。事務局報告どおり、問題ないと考えております。
以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは、この本案件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。
(質問、意見なし)
質問がないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 農地転用事業計画の変更申請について

議 長： 続きまして、議案第3号「農地転用事業計画の変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、議案第3号「農地転用事業計画の変更申請について」、ご説明させていただきます。13ページをご覧ください。

今回、案件としては1件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請者は〇〇〇〇です。申請事由は、北陸新幹線の建設工事のために許可を受けた土地の転用期間が令和6年2月26日で終期を迎えますが、農地の復元工事にちょっと時間がかかるため、継続して農地転用の必要が生じたため、事業計画の変更申請を行うというものです。転用の面積につきましては1万9,945.65㎡で、場所は南稻越の集落の東側から始まりまして坂井市との境目までの区間となります。一時転用の期間につきましては、令和6年3月31日までの延長となっております。計画図につきましては14ページ、15ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。議案第3号の案件につきましては、転用期間の変更のみであるため、地区担当委員の説明はありません。

次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、7番三上委員、調査結果の報告をお願いします。

7番： 同じく本日13時より、私と谷川委員、林委員が事務局より説明を受け、工事が3月31日まで延長しましたけども、それが済み次第原形復旧するというところでございます。

以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問はないようですので、採決に入ります。議案第3号「農地転用事業計画の変更申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 私のほうから、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。16ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、その決定を求めます。

17ページをご覧ください。公告予定日につきましては令和6年1月31日水曜日でございます。借手は6人、貸手は15人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が48筆、6万8,987.4㎡、使用賃貸借が2筆、1,511㎡でございます。期間別内訳につきましては、1・2年の設定はございません。4・5・6年の田が15筆、1万1,267㎡、10年の田が32筆、4万4,389㎡、畑が3筆、1万2,842.4㎡でございます。

18ページをご覧ください。集落別内訳についてです。二面の田が1筆、牛山の畑が1筆、波松の畑が1筆、古谷石塚の田が2筆、菅野の田が14筆、熊坂の田が6筆、東山の田が18筆、柵の田が1筆、権世の田が6筆でございます。なお、利用権の移転につきましてはございませんでした。

19ページにお進みください。所有権移転につきましては1件。上番の田が5筆、畑が2筆ございました。所有権移転でございます。譲渡人につきましては、坂井市三国町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人につきましては、上番の〇〇〇〇でございます。申請地は上番の田5筆、畑2筆、合計2万643㎡でございます。利用目的は水稻及び農業用施設用地等で、権利の移転時期につきましては令和6年2月15日でございます。土地の対価につきましては300万円で、対価の支払い期限は令和6年2月15日でございます。対価の支払い方法につきましては指定口座への振込でございます。

20ページにお進みください。2番につきましては、借受人は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。二面の畑が1筆。利用目的は野菜で賃借権の設定でございます。期間につきましては令和6年2月1日から令和16年1月31日まででございます。10a当たり賃借料は6,000円でございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

3番につきましては、借受人は赤尾にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。牛山の畑が1筆。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年2月1日から令和16年1月31日まででございます。新規設定で、用水費は貸主負担でございます。

4番につきましては、借受人は中番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。波松の畑が1筆。利用目的は果樹で賃借権の設定、10a当たり賃借料は3万8,232円でございます。期間につきましては令和6年2月1日から令和16年1月31日まででございます。再設定で、用水費は貸主負担でございます。

続いて、5番からページがまたがりまして11番までについてでございます。借受人は〇〇〇〇でございます。古谷石塚の田が2筆、菅野の田が14筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は、5番が市平均賃借料で、6番は1万1,874円、7番は8,000円、8番は9,000円、9番は5,048円、10番、11番は8,000円でございます。期間につきましては、7番を除いて、それ以外は令和6年2月1日から令和11年1月31日まででございます。7番につきましては令和6年1月

1日から令和16年1月31日まででございます。全て新規設定でございます。用水費は貸主負担でございます。

12番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。熊坂の田が6筆。利用目的は水稻で賃借権の設定でございます。10a当たり賃借料は1万2,000円。期間につきましては令和6年2月1日から令和16年1月31日まででございます。新規設定で、用水費は借主負担でございます。

13番から19番までまたがっております。借受人は〇〇〇〇でございます。東山の田が18筆、梶の田が1筆、権世の田が6筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、17番、19番は使用貸借でございます。10a当たりの賃借料につきましては、地区平均賃借料となっております。ここで言う地区平均賃借料とは、借受人の刃岳地区においての設定でございます。市の平均賃借料ではございません。期間につきましては、全て令和6年2月1日から令和16年1月31日まででございます。新規設定でございます。用水費は借主負担でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 番号1番につきまして、地区担当の説明を受けたいと思います。職務代理者、藤野委員、お願いいたします。

2番： 〇〇〇〇さんがこの間来られまして、説明を受けました。三国町にお住まいの〇〇〇さん、相続により上番の土地を相続されたということで、しかし、年を取って、遠方のことでもありますので管理が難しくなったということで、当地区で農業されている〇〇〇〇さんに委託したいということを聞いております。で、問題はないように思います。

議長： ありがとうございます。本案につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。なお、番号13番から19番につきましては、〇番〇〇〇〇委員が関係しております。まず、それらを除く1番から12番について採決をいたします。

それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、1番から12番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

〇〇〇〇委員、退席をお願いします。

(〇番〇〇〇〇委員退席)

それでは、番号13番から番号19番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

〇〇〇〇委員、入室してください。

(〇番〇〇〇〇委員着席)

◇ 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議長： 次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、ご説明いたします。25ページをご覧ください。あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、農業経営基盤強化促進法の規定によりその決定を求めるとともに、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。

26ページをご覧ください。公告予定日につきましては令和6年1月31日水曜日でございます。貸手は45人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が129筆、9万7,795㎡でございます。集落別内訳については、舟津の田126筆、畑が3筆でございます。舟津地区におきましては、昨年当初から相談を受けておりまして、地区を挙げての農地中間管理事業に切り替えたいとの相談を受けておりましたので、今回このように集積計画を提出するに至りました。

27ページをご覧ください。集積計画の決定についてでございます。利用目的は主に水稻ですが、30ページの14番、35ページの35番、44ページの69番の3筆につきましては畑(花)でございます。全て賃借権の設定でございます。次に、賃借料につきましては10a当たり1万1,000円でございますけれども、舟津47字のみ4,000円でございます。耕作予定者につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの4名の予定でございます。

これらの農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案につきましてご質問はありませんか。よろしいですか。
これ、耕作者は替わってないんですか。

事 務 局： 耕作者は替わります。

議 長： 替わるんですか。

事 務 局： はい。2人離農されまして4名になります。

5 番： ちょっと質問です。貸付けから借受けというルートなんですけども、農林水産支援センター、いわゆる中間管理機構を介してのあれなんですけども、実際の耕作予定者は、中間管理機構、支援センターはどうやって決めてるんですかね。私が耕作したいと手を挙げてるんか、それとも支援センターのほうから何か適当な法人か、そういうような人を見つけて指定しているのか、そこら辺ちょっと説明をお願いします。

事 務 局： 館委員が今おっしゃったのは、機構が耕作者を決める、配分ということなんですけれども、配分については、本来ですと機構が配分するんですけれども、実際のところは機構に貸付けした段階で、貸し付けた後に耕作者は誰がいいですかというのは聞かれておりますので、その段階で、こちらから機構に書類を送る段階で、貸し付けた後はこの人が耕作者ですということで報告をうちがしていますので、機構が実際耕作者を決めているわけではありません。

5 番： そのときに、農業委員会としては何のコメントとかそんなのはなしですか。申し入れたときに、実際、耕作者はこの人ですというのを書かれてしまってるってことですか。

事 務 局： そうですね。地主さんが機構を通じて貸し付けるという段階で耕作者は誰にしますかということはお尋ねしていますので、そのときに、貸し付けた後の耕作者は誰々さんですよということを基に機構は受け付けしていますので、実際、機構が耕作者を探してくれているわけではないし、機構が実際耕作者を配分してるってことは実はないです。

5 番： 申込み時点で、貸付人と耕作者の間で話ができて、そうでないと、貸付人だけが耕作はこの人にやってほしいですって言ったとしても、耕作者が受けるかどうかは分からないんで、申請して貸付人と耕作者の間で話がもうできちゃってると、そ

うということなんですね。

事務局： はい、そういうことです。

議長： よろしいですか。以前からのシステム上は、貸すほうと借りるほうが決まって中間管理機構を通すというふうになっているんだろーと思います。そうやね。

事務局： はい。

議長： ちょっとおかしいんじゃない、言い方が。

事務局： 中間管理機構と名乗っていますので、通常でしたら地主さんは機構さんに預けて、機構が耕作者を探すという、通常のイメージですよ。ただ、実際のところは、ちょっとここで言っているのか分からないんですけども、機構としては、耕作者を見つけてから土地を貸し付ける手続に入ってくださいねというような、実はそういうスタンスです。それがどこもかしこも分からないんですけども、あわら市が貸し付ける際にはそのようになっています。

議長： どこも一緒だと思いますよ。県がやっているんですから。

事務局： 福井県がそうなのか、よそのほかの県は違うのか。

議長： そこまでは分からんけどね。

事務局： そうですね。福井県はそういうスタンスです。

議長： ほかにご質問ありませんか。よろしいですか。
はい、どうぞ。

14 番： 47字の値段が安いというのは条件が悪いからですか。

事務局： 条件と申しますか、この47字につきましては、一筆一筆が小さい面積の塊になっているような字でして、一筆一筆が小さく区切られている関係で字も結構細かく入っていて、面積全体としてはそれなりにありますけど、あぜもたくさん入っていて、耕作者の方にとっては作りづらい田んぼというふうに聞いております。

議長： ほかによろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 議案第6号 農業振興地域整備計画(農地利用計画)の変更について

議長： 次に、議案第6号「農業振興地域整備計画(農地利用計画)の変更について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第6号「農業振興地域整備計画(農地利用計画)の変更について」、ご説明させていただきます。48ページをご覧ください。あわら市からあわら農業振興地域整備計画を変更したい旨の通知がありましたので、その同意を求めるものでございます。

49ページへお進みください。今回、案件としましては3件ございます。

1番と2番につきましては、申請地はあわら市指中地係の畑790㎡で、JR細呂木駅の北西約1kmの位置になります。除外する目的ですが、いずれも電気通信事業法による携帯電話用無線基地局の設置で、1番の転用事業者は〇〇〇〇で、除外面積は790㎡のうち12㎡。2番の転用事業者は〇〇〇〇で、除外面積は790㎡のうち1.44㎡でございます。こちらの農地区分につきましては第1種農地でございます。計画図につきましては、1番が51ページから52ページ、2番が54ページから56ページとなります。1番、2番の除外する該当要件につきましては、農業振興地域整備計画に関する法律第10条第4項に該当するものでございます。こちらの条項につきましては、公益性が高いと認められる事業に係る施設に供される土地ということで農地から除外するものでございます。この第10条第4項に該当するものにつきましては、申請が事後になっても問題ありません。これら2件の基地局の設置につきましては、6月の農業委員会の際に届出が出てきてまして報告させていただいております。

続きまして、3番につきましては、〇〇〇〇が新店舗用の駐車場として整備するために、あわら市東善寺地係の田2筆、合計951㎡を除外するものでございます。この場所につきましては、九頭竜川鳴鹿土地改良区の受益地であり、土地改良事業後8年未経過の農地のため、転用目的の施設を地域の農業に貢献する施設と位置づけることで除外を行うものでございます。59ページの施設調書の3-1に記載されておりますとおり、〇〇〇〇は新店舗にて農業者を対象とした金融商品を取り扱うこと。また、ロビー等で地元農産物の展示を行うことを地域の農業振興の方策として

位置づけています。土地改良施設への影響としましては、4のチに記載されていまずとおり、駐車場を砂利舗装することにより雨水を自然浸透させる計画となっております。こちらは、〇〇〇〇から九頭竜川鳴鹿土地改良区と竹田川南部土地改良区へ説明済みとなっております。申請地の農地区分は第3種農地に該当し、除外手続後の農地転用に関しましては許可が下りるものと考えています。また、事業の開始につきましては、転用許可がおり次第すぐに取りかかる予定となっております。駐車場の計画図面は64ページ、新店舗を含めた敷地の図面は、65ページ、66ページとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件につきましてご質問はありませんか。

5 番： はい、議長。

議 長： はい、どうぞ。

5 番： 57ページですけども、金融商品を取り扱うことで、新規就農者や地域の担い手等が営農を継続することができるという記述があるんですけども、これは一体どういうことなんですか。

事 務 局： 新規に就農する方だったり、今、実際に農業されている方でも、もし何か経営的にお金がちょっと必要になってきたという場合には金融商品、例えば農業近代化資金とかそういったものを取り扱って、で、利用していただくことによって少しでも農業経営を楽にさせていただければという目的があって、こちらの振興策を〇〇〇〇は計画しております。

5 番： それはあわら市の考え方なんですか。「あわら市では」と文章の始めに書いてあるので。

事 務 局： 一応対象とするのが、あわら市の農業者を中心にということになるので、こういった書き方になっております。

5 番： ちょっとうがった見方ですけども、別にそこに金融機関つくらなくても、そこらじゅうに金融機関はあるので、その土地と福井信用組合をその土地に持つていくということとの完全な必然性はないような気がする。

事務局： ただ、店舗につきましてはもう既に、オンリーユーがあったところに建てていまして。そこに付随する形で駐車場を整備することになります。

5 番： 店舗そのものの工事というのはほとんど終わっているみたいな感じですけど、それなら店舗造ったら駐車場も一緒に設置するというのが普通の考え方だから、何で駐車場だけが後追いで来たのかなという素朴な疑問はあります。

事務局： それはもう〇〇〇〇の事業計画次第なのかなと思います。

議長： よろしいですか。

ほかにご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。議案第6号「農業振興地域整備計画(農地利用計画)の変更について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、同意することといたします。

◇ 報告第1号 田から畑への形質変更届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「田から畑への形質変更届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「田から畑への形質変更届出の報告について」、ご説明させていただきます。67ページをご覧ください。

今回、1件の届出がございました。

番号1番につきましては、届出人は沢にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、沢地系の田で面積は2,141㎡、J R細呂木駅から北東約790mの位置になります。形質変更の理由につきましては、自己の家庭菜園とするため埋立てを行い、今後は畑として利用したいとのことでございます。場所につきましては68ページ、計画図につきましては69ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当の説明を求めます。番号1番につきまして、4番糠山委員、お願いいたします。

4 番： 事務局のとおり、この現場を見ても問題はないと思います。以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、本日調査を行っておりますので、調査委員を代表して、7番三上委員、報告をお願いいたします。

7番： 13時より、私、谷川委員と林委員とが事務局の説明を受け、写真等で確認して問題ないものと確認いたしました。
以上です。

議長： ありがとうございます。本件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。70ページをご覧ください。

今回、8件の届出がございました。

1番の届出につきましては、稲越の田17筆、畑1筆、菅野の畑2筆でございます。権利取得者は稲越にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年11月2日、相続による所有権の移転でございます。稲越の田11筆は〇〇〇〇、菅野畑2筆につきましては〇〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

2番の届出につきましては、指中の田2筆でございます。権利取得者は指中にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年11月4日、相続による所有権の移転でございます。田2筆につきましては、〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。

3番の届出につきましては、菅野の田3筆、畑1筆でございます。権利取得者は菅野にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成27年10月13日、相続による所有権の移転でございます。田3筆につきましては、〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。

4番の届出につきましては、北潟の田1筆、畑5筆でございます。権利取得者は富山県にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年7月7日、相続による所有権の移転でございます。北潟の地係の畑1筆は〇〇〇〇さん、ほか

の畑は〇〇〇〇が耕作し、田は自己管理するとのことでございます。

5番の届出につきましては、古谷石塚の田が9筆、畑が1筆でございます。権利取得者は古谷石塚にお住まいの〇〇〇〇さん。権利取得日は令和5年1月25日、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

6番の届出につきましては、伊井の田が2筆、畑が3筆でございます。権利取得者は伊井にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年1月5日、相続による所有権の移転でございます。田1筆につきましては〇〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

7番の届出につきましては、井江葎の田が1筆、花乃杜三丁目の畑が3筆、花乃杜五丁目の畑が4筆、北金津の畑が2筆、田7筆でございます。権利取得者は花乃杜五丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年10月6日、相続による所有権の移転でございます。井江葎と北金津の田は〇〇〇〇が、花乃杜五丁目の畑2筆は〇〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

8番の届出につきましては、布目の田12筆、畑2筆でございます。権利取得者は布目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年9月16日、相続による所有権の移転でございます。布目の田10筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件につきましてご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

◇ 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。74ページをご覧ください。

今回、76件の届出がございました。

番号1、2につきましては、議案第2号でご審議いただいたとおり、転用の予定とした解約でございます。番号1につきましては、牛山の畑1筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。番号2につきましては、伊井の田1筆、賃借人は〇〇〇〇でございます。

番号3につきましては、牛山の畑1筆。賃借人はあわら市の〇〇〇〇さんでござ

います。賃借人の都合により解約するものでございます。

番号4番からページまたがりまして、75番までまたがっております。こちらにつきましては、議案第5号でご審議いただきました農地中間管理事業に契約を付け替えるものでございます。舟津の田125筆、同じく舟津の畑3筆で、賃借人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの7名でございます。

最後に、番号76につきましては上番の田5筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。議案第2号でご審議いただいたとおり、所有権の移転を予定とした解約でございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件につきましてご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第3号を終わります。

◇ その他(1)

議 長： 次に、その他の(1)「2月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 2月の定例総会につきまして、2月26日月曜日午後1時半から開催といたしたいと思えます。

議 長： ただいま2月の定例総会の開催日の説明を受けました。何か質問ございませんか。ご意見ございませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、2月の定例総会は2月26日月曜日午後1時30分から開催することにいたします。

◇ その他(2)

議 長： 次に、その他、(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 【説明】

議 長： ただいま事務局から、研修会の参加依頼と新年会のお話が出ました。ご意見、ご質問がありましたら受けたいと思えます。

5 番： 2月8日の6時からのやつなんですけど、これは日帰りですか。

事務局： ちょっと大事なことを言うの忘れてしまいまして、今回は日帰りでございます。

議長： ほかによろしいでしょうか。

5 番： バスか何か出ます？各自が自動車で行ったら多分、代行使えば別ですけど、飲めないって話になるんじゃないかなと。

事務局： そうですね。皆さん集まってバスに乗って行ったほうがということですか。

5 番： いや、一概にそうは言えない。そこで終わったとしても、そこから家帰るのにまた車使うかどうかどうするか分からない。その近くに住んでいれば歩いて帰る手はある。いつもどうされているのかなと思って。

事務局： いつも皆さん、現地集合、現地解散のような感じにはなっているんですけども、皆さん、要望があるのであればちょっと相談はできます。バスを出してもらえるかという相談はできますが。

議長： どうでしょうか、皆さん。

11 番： この8日の13時からの研修なんですけど、これは各自が自分で行けばいいんですか。

事務局： はい、そうですね。そのようにお願いいたします。駐車場の整理とかも丘陵地センターのほうが出席者をカウントしてまして、駐車場も今満杯ならということですが、そのように連絡は受けてないので、ここの駐車場を今の段階ではお使いいただいて大丈夫だと思います。

議長： ほかによろしいですか。

5 番： 今回の資料のページは、すごい82ページあるんですね。それで、どっから議案第1号が、第2号が始まるのかというのがいまいち分からないので、表紙ですね。この本日の議事、議案1号からずっとあるんですけど、これは一体何ページから始まるというのは一言書いていただくと非常に探すのに楽かなという気がします。

事務局： はい。館委員おっしゃるとおりでございます、その辺は改善したいと思います。

議長： ほかによろしいですか。

(質問、意見なし)

新年会については、事務局といろいろ相談してできればというふうに思いますので、そのようにさせていただきたいと思います。

ほかに。せつかくの機会でございます。どうぞ。

八木推進委員： 事務局に聞きたいんですけど、活動報告の件ですけど、今までに皆さんからいっぱい集まっていると思うんですが、どういう問題があってどう解決されているかという解決例とか、あるいは記入例をもう一遍改めてちょっと教えてもらえませんか。

事務局： 活動記録簿につきましては、皆さん、委員としての活動を記録してもらうためのものですので、何かを改善するためとかという目的ではないんですよ。目的は、委員として活動していただいているということを県や国に報告するものでして、委員の皆様、それぞれ書き方もいろいろありますので、純粹にこの日は活動しましたということで、活動した日に丸をつけてくださってる委員の方もいますし、その活動記録簿に思ったことをもう書いていらっしゃる方も確かにいらっしゃいまして、書き方はいろいろでございます。で、それによって問題を解決するというものとはまた目的がちよっと異なっているかなという。

書き方については様式も変わりましたので、改めて書き方については、こんなふうに書いていただきたいということでお示しはできると思うんですけども。

議長： よろしいですか。

八木推進委員： はい。

議長： 実際のところは、皆さんそれぞれいろんな面で活動をされていると思うんです。本当に四角四面に沿って活動すると大変難しゅうございますので、自分とこの田んぼへ行くときに辺りを見回したり、地域に目が行きますので、それも活動の一つです。そういったことを積み重ねて報告をしていただくことが農業委員として、また農業委員会としてこういう形で農地を守ってますよというのを、最近よく言いますが、見える化というんですか、そういうふうにして国のほうへ上げたいというのが目的でやっていますので、いろんな形でそれぞれ活動が違いますので、本当に会議しているとか現地視察をしたというような活動ではございませんので、そ

れぞれ皆さんのお考えの中で、今日は田んぼを回ったとか、どこそこの農地をちょっと見に行ったとかいろんなことで構いませんので、そういったものを表していただいて上げていただきたいということでございますので、そんなに四角四面に考えなくてもいいんじゃないかなというふうに思います。

取りあえず、農業委員さん、それぞれ活動してますよというのを文章にして国のほうへ上げたいと。そういうことで農地を守ってますよというのを上げていきたいという思いがありますので、その辺でお願いしたいと思います。

八木推進委員： 分かりました。

議長： ほかによろしいでしょうか。よろしいですか。
(質問、意見なし)

◇ 閉 会

議長： ないようですので、本日はこれでとどめたいと思います。どうもご苦労さまでございました。

令和6年1月26日

議長

委員

委員